

「なごや子ども条例」の改正について

1 なごや子ども条例について

＜制定趣旨＞

子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指す。

2 これまでの経過

平成 20 年 4 月	なごや子ども条例施行
平成 30 年 10 月	子ども・子育て支援協議会子どもの権利擁護部会から、意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領 意見書の中で、権利擁護機関の設立に際し、なごや子ども条例について「今一度、見直すべき箇所がないか検討することについて、考えられたい」との提言があった。
令和元年 6 月	子ども・子育て支援協議会になごや子ども条例検討部会を設置（会議 3 回開催）
11 月	子ども・子育て支援協議会なごや子ども条例検討部会から、意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
12 月	教育子ども委員会 所管事務調査 「なごや子ども条例の改正に向けた方向性について」
12 月	パブリックコメント実施（12 月 27 日～1 月 27 日）
令和 2 年 2 月	2 月定例会に議案提出
3 月	議決

3 改正についての考え方

＜基本的な考え方＞

- ◎ 「子どもの権利の保障」に関し、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、子どもの権利を制限していると誤解される表現を見直し、子どもの権利について市民に正しく理解されるよう努めていく。
- ◎ 子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであり、「責任」という表現は子どもの権利に関して誤解を招くおそれがあるため見直し、子どもの権利を保障するのは大人や行政の責務であるということを明確にする。

4 条例改正の主な内容

考え方	改正点
子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確に表す。	名称を「<u>なごや子どもの権利条例</u>」に変更する。
	子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体であることを明記する。 【前文】 ・子どもは、<u>児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。</u> ・子どもは、<u>自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。</u>
子どもの権利は、責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであることを明確に表す。	「子どもにとって大切な権利及び責任」、「自分の行動に責任を持ち」、「社会の責任ある一員」などの責任という表現を見直す。 【第3条（子どもにとって大切な権利）】 ・自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を<u>尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。</u> など
子どもの権利は、年齢や学年にとらわれることなく、一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。	「年齢や発達」、「年齢及び発達」という文言を「一人一人の発達段階」に変更する。 【前文】 ・子どもは、<u>一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。</u> など

考え方	改正案
子どもの権利として明確に記載することが望ましい。	虐待、体罰、いじめ等から守られる権利があることをより明確に伝える。 【第4条（安全に安心して生きる権利）】 ・(4) <u>虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。</u>
	子どもの権利として明確に記載する。 【第4条（安全に安心して生きる権利）】 ・(7) <u>安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。</u> ・(8) <u>権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。</u>
積極的に広報や普及啓発に取り組んでいく姿勢を明確にする。	独立の条文として規定する。 【第19条の2（広報）】 ・市は、子どもの権利について、市民の関心を<u>高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。</u>

※その他、基本的な考え方に基づき、該当部分を見直す。

5 施行日

令和2年4月1日